

【シンポジウム「殺生」提題】

古代インドにおける殺生

加藤 隆宏

1. はじめに

不殺生はインドの宗教思想における中心的概念である。その原語アヒンサー（*ahiṃsā*）は、我々にとってはインド独立の父マハトマ・ガンディーが独立運動に際して用いた「非暴力・不服従」として用いられる意味の方が馴染み深いのが、もともとは「害すること、傷つけること」を意味する動詞語根 *hiṃs*⁽¹⁾ から作られた名詞 *hiṃsā*（ヒンサー）に否定辞の *a* が付いたもので、文字通り「不殺生」を意味する語として用いられる。このアヒンサーは、例えば宗派や出家在家を問わず人が守るべき基本的誓戒の一つに数えられ、また、仏教的な文脈では、すべての命あるものへの慈悲あるいは憐憫の情という観点と関連付けて語られるなど、倫理的な徳目として広く一般に受け入れられている⁽²⁾。ところが、ヴェーダ聖典や初期仏典などを具に検討してみると、不殺生の美德を讃え、その実践を要求する記述がみられる一方で、それとは逆に殺生を容認し、時には推奨するような文言が現れることに気が付く。これは明らかな矛盾である。不殺生という規定がいわば理想として示されているのに対し、様々な状況に応じた例外的規定としての殺生を人間が生活する上での必要悪として認めざるを得ないという実情があったということがすでに古い文献に跡付けられる。

このように宗教的規範および社会的規範と不可分にある殺生および不殺生は、これまで様々な切り口によって研究されてきた。これらすべての研究成果をここで余すところなく紹介して一々検討することはできないが、殺生に関わる問題のうち特に重要なもの、例えばヴェーダ祭祀における犠牲、業・縁起思想、肉食といった食習慣との関係などといった中心的な問題の諸相に光をあて、古代インド社会において不殺生という倫理規定がもつ意義を再確認したいと思う。また、古代インドという極めてローカルな文脈において、

殺生あるいは不殺生という立場がいかかにして正当化されるのかを考察すること、またその正当化の論理が、「古代インド」という限定を離れたところで妥当性を持ちうるのか否かを検証してみることは、グローバル社会の一員としての我々が生命倫理上の現代的な問題を考える上で何らかの示唆を与えてくれる可能性があると思う。

2. 理想的徳目としての不殺生

不殺生は古代インド社会において、最も重要な倫理規定の一つと考えられていた⁽³⁾。その重要性はヴェーダ聖典や初期仏典をはじめとして、古代インドにおいて権威とみなされていた聖典中に繰り返し強調されている。本来、ヴェーダ聖典の伝統を汲む正統バラモン教諸派に対抗する形で非正統派、すなわち仏教やジャイナ教が興隆してきており、教義の上で各宗各派の見解が相容れずに論争となるケースが当時の文献中に多く見出されるが、こと不殺生に関しては、おおよそどの宗派もこれが最も重要な徳目であるという点において見解の一致を見ている⁽⁴⁾。

例えば、正統バラモン教の一派、ヨーガ学派においては、不殺生・不妄語・不偷盗・梵行・無所有という五つの禁制（yama）が定められ、仏教においては不殺生・不妄語・不偷盗・不邪淫・不飲酒という五つの戒（śīla）が説かれる。これらはヤマ、シーラなど呼び名は異なるものの、真理を探究し解脱・涅槃といった最終目標に向かって努めるものにとっての基本的な遵守項目であることに変わりはない。仏教と同じ頃にインドに起こり、現代に至るまでその伝統が脈々と受け継がれているジャイナ教においては、この不殺生戒を特別に重く扱っており、出家者は水の中の微細な生物を殺さないために常に水をろ過して飲む、地表の生物を殺さないために地面を箒で掃きながら歩くなど⁽⁵⁾、人間が生活する上で付随的に生じる偶発的な殺生をもできるだけ回避するような実践が行われている。

不殺生は一般的に菜食主義との関わりの中で論じられることが多い。現代のインドにおいても菜食は多数派であり、このことは「インドにおいては不殺生が守られている」という印象を我々に与える一因となっている。また、今触れたジャイナ教徒の不殺生戒などはそれだけで大変なインパクトがあり、

インドにおける徹底した不殺生は広く世間に知られているように思われる。しかしながら、古い文献に残された記述によれば、不殺生はそれほど自明のものではなく、むしろ人々が追求すべき理想的徳目として描かれていることがいくつかの先行研究によって指摘されている。中でも特に、インドにおける菜食は、必ずしも生類への慈しみという観点に根差すものではないという Alsldorf1961 の指摘やヴェーダ祭祀などの大義名分のもとでの殺生容認を紹介する原 1998 の研究は不殺生という倫理規定が、インドにおいてだけでなく、社会という共同体の中でどのような意義を持っているかを考える上で大きな手がかりとなるだろう。そこでまず手始めに、以下では先行研究によって取り上げられた議論をもとに、理想としての不殺生と現実における殺生容認の文脈を確認してみよう。

3. 絶対的規範としてのヴェーダ聖典と殺生の容認

3.1. ヴェーダの権威と祭祀万能主義

紀元前 1500 年頃にインド亜大陸に侵入したとされるアーリア人たちが彼らの宗教観念を詠い込んだヴェーダ聖典は、知る (√ vid) という動詞語根から作られたヴェーダ (veda) という名が示す通り「知識」であり、彼らはヴェーダを知の源泉と見なして後の世に伝えてきた。最初期に成立した『リグ・ヴェーダ』では、主に自然現象を神格化した神々に捧げる讃歌が多く詠われ、後にはそれら神々に捧げる祭祀とそれを執行するための規定を中心的に取扱うブラーフマナと呼ばれる文献群が整備されるに至って、ヴェーダ社会において祭祀万能主義的傾向が現れた。祭祀万能主義の立場では、ヴェーダ聖典に説かれる教令に忠実たることで人は約束された果報を得ることができるといふ。ところが、その果報はしばしば行為者が確認しようのない出来事、例えば、来世において天界に生まれ変わるなどとして現れるため、ヴェーダが行為者に果報を約束するだけの力があるのかを証明することが必要となる。そこで、ヴェーダ学者たちはヴェーダの永遠性や無謬性を持ち出して、ヴェーダ文献が行為と果報の関係を保証するだけの根拠となりうることを強調するのである。このようにしてヴェーダに対する全幅の信頼を前提とした祭祀万能主義が社会に浸透することで、人々の間にはヴェーダ聖典イ

コール絶対的規範という理解が生まれることとなった。

ヴェーダ聖典の権威が確固たるものとなれば、もはや人はその効力を信じてそれに従うのみである。しかしながら、ここで問題となるのは、ヴェーダ聖典の文言が必ずしも首尾一貫していない場合が多々あるということである。今ここでテーマとして取り上げられている、殺生・不殺生もそのような問題の一つである。ヴェーダ聖典では、不殺生こそが最高の徳目であるとされながらも、同時に殺生を容認するような文脈が現れる。以下には殺生容認の根拠づけを大まかに三つのグループに分けて紹介しよう。

3.2. 動物供犠における殺生

3.2.1. 祭祀のための殺害

ヴェーダ文献では伝統的に祭祀の執行には犠牲が不可欠であると考えられ、牛・馬・羊・ヤギといった動物が犠牲獣として神に捧げられる。しかしここで、犠牲獣の殺生による功德と不殺生による功德という相矛盾する教令がヴェーダ聖典に説かれているということになる。絶対的権威で無謬のヴェーダ聖典の記述が首尾一貫性を欠くという事態はもちろん許されることではなく、この問題をクリアするためのヴェーダ学者たちの独特の論理が用いられることになる。それは、ヴェーダ聖典に規定される供犠のためであれば、殺生も殺生とはならないというものである。『マヌ法典』から象徴的な一節を紹介しよう。

動物はスヴァヤンブー自らによって供犠のために創造された。供犠はこのいっさいの繁栄のために（創造された）。それゆえに、供犠における殺害は殺害ではない。（『マヌ法典 5.39』）

ヴェーダの真意を知って、これらの目的において動物を殺すブラーフmanaは、自己と動物を最高の帰着点に赴かせる。（『マヌ法典』5.42）

絶対的権威をもつヴェーダに規定されている祭祀に関連する殺生であればそれは殺生と見なされず、従って不殺生規定に抵触することはないという理屈

は、我々にとってはにわかには受け入れがたいものがあるが、ここでは供犠が一切の繁栄をもたらすという祭祀万能主義的な立場が表明されていると理解すべきであろう。

ここで殺生容認の大義名分として持ち出されるのが、ヴェーダ祭祀の犠牲に供えられた動植物は来世においてより優れた生を得るという考え方である。これはもちろん、ヴェーダの後期頃には広く認められていた輪廻思想がベースとなっているが、輪廻の中でいずれにせよ生死の繰り返しを免れない動植物が祭祀において犠牲として捧げられることによってより良い生を獲得するならば、その殺生行為自体はマイナス要因もたず、従ってそれを行ったものも悪行をなしたというよりはかえって善行なしたと見なされるという発想である。これは普通に見れば人間（もしくは祭祀を司るブラーフmana階級）中心のたいへん身勝手な理屈以外の何ものでもないが、行為の善悪を全て司るのがヴェーダ聖典という絶対的規範であるから、結局はヴェーダの権威を前提として受け入れるか否かというところにこの議論の要点は集約される。

3.2.2. 祭祀犠牲と肉食許容

ヴェーダ祭祀における殺生の容認と同じ文脈で現れるもう一つ大切な議論として、肉食の許容が挙げられる。造物主によって供犠のために創造された動物を供犠のために殺害して食することは問題とならず、祭祀において神々や祖霊を祀った後の肉食は穢れをもたらさないという⁽⁶⁾。それどころか、祭祀を司るパラモン階級を歓待するために肉食を行うことが家長の務めであるという記述も見られる⁽⁷⁾。

この規定を見る限りにおいては、古代インド社会においては殺生およびそれに伴う肉食が習慣として先にあり、後に不殺生という宗教的理想が掲げられるに至って、現実と理想との間を擦り合わせるための大義名分のようなものが色々と考えだされて付加されたとみるのが妥当であろう。初期の部派仏教教団では肉食が原則的に許されていたところ、後になって肉食を制限するよう方向転換が図られたが⁽⁸⁾、仏教教団に起こったものと全く同じ問題がヴェーダ社会に持ち上がったということである。初期仏教教団において倫理規定としての不殺生が前面に出てくるのは、教団外からの批判を受けるように

なってからのことであるが、ヴェーダ社会においても同様に共同体において対外的な理由で殺生が問題視されるようになり、不殺生が主張されるようになったと考えられる。ちなみに、ヴェーダの最初期から少し下った時代に成立したブラーフマナ文献（祭祀文献）群においては、犠牲獣の殺害を秘匿する傾向が見られ、殺生に関する対外的な配慮を見て取ることができるという⁹⁹。

3.3. 義務遂行に伴う殺生

殺生が容認されるもう一つの文脈として、義務遂行に伴うものが挙げられる。特に、ヴェーダ社会もまた人々が様々な生業（これをヴェーダ社会ではスヴァ・ダルマ、己の本分と呼ぶ）に従事することで成り立っている。社会の維持のためには殺生が不可欠となることもある。戦場に駆り出されるもの、狩猟によって生計を立てるもの、それぞれ事情は異なれど、彼らは彼らの本分として定められた義務遂行のために殺生を余儀なくされる場面に出くわすことになる。インドにおいて聖典と見なされる『バガヴァッドギーター』においても、戦場に居並ぶ敵方の親族を見て戦意を喪失している武人アルジュナに対し、御者のクリシュナは、たとえ身内を相手どったとしても、戦場において勇敢に戦うことこそが武人の本懐であり、これに勝る幸福はないというアルジュナを励ます場面が印象的である¹⁰⁰。

この文脈における殺生容認の論理からは、不殺生という理想と生きることという現実との狭間で、ヴェーダの伝統そのものが揺らいでいる様子を汲み取ることができる。人が生きていくためには食べ物を食べ、行往坐臥を繰り返し、日々おそらくいくつもの生命を奪いながら生きている。この現実を直視するならば、不殺生はしよせん叶わぬ理想論に過ぎず、殺生を正当化するような御託を並べてせいぜい体面を取り繕うが関の山である。ならばいっそのこと、自己の罪深さを認め、贖罪に励んで日々を送る方がよほど真つ当な道ということになる。このような理想と現実との間のギャップという問題がヴェーダの時代にすでに顕在化しつつあったということは注目に値する。

3.4. 緊急時における殺生

殺生が容認されるもう一つの場面は、いわゆる「緊急時の法」と呼ばれる

文脈においてである。この「緊急時の法」の中には、バラモンが飢餓に苦しんだ時には非バラモンから食物を奪い取ることができる、などの規定が定められ、また、実際に飢えたバラモンが、チャンダーラという不可触民から最も不浄と言われる犬の臀部の肉を奪って食べたというエピソードも紹介されている⁽¹¹⁾。また、自己防衛やヴェーダ社会の危機に際しては、バラモンが武器を手にとって敵と戦うことを認めた規定も存在する⁽¹²⁾。いわば有事における例外規定である。

緊急時の法に照らして容認される殺生や肉食は、もっぱら生命の維持という点に焦点が当てられている。苦境に陥ってもあらゆる手段を使って生き延びようという考え方は「生命あつての物種」「生は死に勝る⁽¹³⁾」などといった発想に見られるように幾らか即物的ではあるものの、一方で、残された生命によってヴェーダの教令を順守して善をなそうという宗教的理想へのあくなき希求であると見ることもできる。

以上、ごく簡単にはあるが、古代インド社会において殺生が容認される三つのケースを紹介した。それぞれが持ち出してくる殺生容認の大義名分は少しずつ異なるものではあるが、ヴェーダという絶対的規範を前提条件とするという点はいずれの場合にも共通している。

これに対して原 1998 は *vrthā* (無為に・徒に) という語に着目し、無為でないこと、すなわち有意義性という視点を導入し、そこに殺生容認の大義名分を読み込むことを試みている⁽¹⁴⁾。この「無為でない」という観点による分析は大変興味深いものであるが、善・悪や有益・無益といった価値判断が、ヴェーダであれブッダの教説であれ、宗教的規範を離れては不可能であるという前提条件そのものを問題にしない限り、ヴェーダの権威を認めるか否かによって、殺生・不殺生に関するヴェーダの論理を飲みこめるか否かが決定されるという構造は依然変わらぬままということになる。いずれにせよ、当時彼らが、大義名分のない殺生をなるべく回避しようと心がけていたこと以上のことをここから読み取ることは難しいようである。

4. 仏教徒と不殺生

では、ヴェーダの権威を認めない、非正統派の仏教やジャイナ教では、何

を根拠として不殺生を規定し、殺生を回避するのか。先に少し触れたように、初期仏教教団では肉食は当たり前であった。また仏陀は豚肉を食べて下痢に罹ったという伝承があるほど、彼らは肉食を習慣としていたし、特にそれが問題となることもなかった。ところが、このことが問題として取り上げられ、教団の外からの批判を受けるに至って、肉食を制限するという方針がとられ、その伝統は今日まで、特に南伝仏教諸派に受け継がれている。下田 1988 によれば、そのような経緯、また、初期仏教教団において三種の浄肉という方便が発達したことなどを考え合わせると、仏教教団の場合、肉食の忌避や不殺生は教団外部からの批判を受けた教団の対応という一面がかなり強いという⁽¹⁵⁾。したがって、我々が仏教に対して抱くイメージのように慈悲や利他といった倫理的な立場から不殺生が根拠づけられていたと考えることは難しい。

しかしながら、例えば、仏教の最初期の教説のうち、縁起思想などは殺生に対する一定の抑止力になり得たであろう。「A に縁って B が起こる」という因果関係の複合体が過去・現在・未来の俗世間を連続的に構成しているという発想は、因果応報の原則とより親密に結ばれ、行為、ここでは特に殺生によって受ける報いをより身近に感じさせるだけの説得力を備えている。ヴェーダの権威を認めない仏教徒にとっては、縁起と因果応報という法則がヴェーダの権威や無謬性にとって代わったということができるかもしれない。

また、仏陀の入滅後数百年後に起こった大乘仏教運動においては、菩薩行に代表されるような一切衆生の救済という視点が強調された。そこで言われる一切生類への慈悲という観点からは、殺生は当然忌避されるべきものであるということになる。

5. 総括と問題提起

以上、古代インドにおける殺生と不殺生をめぐる問題について、特にヴェーダにおける殺生容認の根拠や大義名分、また仏教における殺生回避の倫理的根拠を中心に見てきた。以下に総括と現代の問題に即した提題を行いたい。

不殺生が人道主義的色合いをもつよりも前、すなわち慈悲や博愛という概念が現れる前の時点においては、因果応報のタブーに触れることへの畏れが

優勢であった。そこには殺生に対する慄きや怯えといった原初的感覚に加え、
他を傷つけることがいずれ結果として自らを傷つけることになるであろうと
いう畏れがあった⁽¹⁶⁾。この段階では、ヴェーダの権威や縁起法則といった
仮説を前提とする倫理規定とは異なる根拠に基づいて不殺生が実践されてい
た。つまり殺生に対する慄きや怯えといった原初的感覚というものが殺生に
対する一定の抑止力となり得たということである。

グローバルな文脈において、ヴェーダ聖典のように縛りのきつい絶対的な
規範をもつ文明同士の衝突が世界各地で問題となっている。そのような状況
の中で、人道主義を中心としたゆるやかな連携の上に成り立つ共同体に属す
る我々は何を根拠に殺生回避を規定できるのであるか？これに答えること
ができないならば、我々はヴェーダ学者のように拡大解釈繰り返しながら大
義を並べ立てて、結局のところ殺生を容認しなければならないということに
なりはしないか？古代インドにおける殺生容認の論理を検討する中で得られ
た以上の問いは、現代人の我々が一考すべき価値を有するものである。

注

略号及び使用テキスト

Hitopadeśa *The First Book of the Hitopadeśa, Handbooks for the Study of Sanskrit*, ed.
by Max Müller, London, 1864.

Mahābhārata *The Mahābhārata*, critically edited by S. K. Belvalkar and V. S. Sukthankar,
Poona, 1954-1966.

MW Monier Williams, *A Sanskrit-English Dictionary*, Oxford, 1882.

『バガヴァッドギター』上村勝彦訳、岩波文庫、1992.

『マヌ法典』 渡瀬信之訳、中公文庫、1991.

(1) MW 1177: to strike, hit, beat; to hurt, harm, wound, injure; to kill, slay, destroy.

(2) 不殺生という概念および実践の起源については学界に諸説あり、紙幅の関係上本論考では
扱わない。Bodewitz1999 は不殺生の起源についての先行研究を踏まえて、ヴェーダ・非
ヴェーダ主義に関わらず、苦行者集団の実践にその淵源を見出すことができると結論づ
けている。(Bodewitz1999: 40-41.)

シンポジウム「殺生」(加藤 山本 木澤)

- (3) *ahimsaiva hi sarvebhyo dharmebyo jyāyasī matā* /
「なんとなれば、他ならぬ不殺生はすべての徳目 (dharma) のうち最も優れたものである
と考えられるからである。」(Mahābhārata 12.257.6cd)
- (4) *parasparam vivadamānānām api dharmasāstrāṅām ahiṃsā paramo dharma ity atraikamatyam* /
「というのも、諸法典は諸説を巡って互いに論争し合っているが、不殺生が最上の徳目で
あるという点に関しては見解の一致を見ている。」(Hitopadeśa, Mitralābha 63)
- (5) ジャイナ教徒たちには、植物やその種子も感覚をもち、地・水・火・風なども生きてい
るという生命観が広く受け入れられている。(Schmithausen1991: 3-4.)
- (6) 「買ったのであれ、自らが用意したのであれ、あるいは他人に提供されたのであれ、神々
あるいは祖霊を敬った後に肉を食べるときは〔罪に〕汚されない。」(『マヌ法典』5.32)
- (7) 「一方、規則に従って〔供養における食事に〕指名されながら肉を食さない者は、死後二
十一生の間、動物となる。」(『マヌ法典』5.35)
- (8) 下田 1989: 13.
- (9) Houben1999: 1718.
- (10) 『バガヴァッド・ギーター』II.31.
- (11) 山崎 1989: 4-6.
- (12) 山崎 1988: 7.
- (13) 原 1998: 282.
- (14) 原 1998: 269-273.
- (15) 下田 1988: 12-14.
- (16) Schmidt1968: 649-650; 原 1998: 290.

参考文献

- Alsdorf 1961 Ludwig Alsdorf, *Beiträge zur Geschichte von Vegetarismus und Rinderverehrung in Indien*, Verlag der Akademie der Wissenschaften und der Literatur in Mainz, Wiesbaden.
- Bodewitz 1999 Henk W. Bodewitz, "Hindu Ahimsā and its Roots" In: *Violence Denied*, ed. by Jan E. M. Houben and Karel R. Van Kooji, Brill, Leiden, pp. 17-44.
- Halbfass 2000 Wilhelm Halbfass, *Karma und Wiedergeburt im indischen Denken*, Heinrich Hugendubel Verlag, Kreuzlingen.

シンポジウム「殺生」（加藤 山本 木澤）

- Houben 1999 “To Kill or not to Kill the Sacrificial Animal (yajña-paśu)? Arguments and Perspectives in Brahmanical Ethical Philosophy” In: *Violence Denied*, ed. by Jan E. M. Houben and Karel R. Van Kooji, Brill, Leiden, pp. 105-183.
- Schmidt 1968 Hanns-Peter Schmidt, “The Origin of *Ahimsā*” In: *Mélanges d’Indianisme a la Mémoire de Louis Renou*, Paris, pp. 625-655.
- Schmithausen 1991 Lambert Schmithausen, *The Problem of the Sentience of Plants in Earliest Buddhism*, International Institute for Buddhist Studies, Tokyo.
- 下田 1989 下田 正弘 「三種の浄肉再考—一部派における肉食制限の方向」『仏教文化学術増刊号』25, pp. 98-110.
- 原 1998 原 實 「不殺生考」『国際仏教学大学院大学研究紀要』1, pp. 256-292.
- 山崎 1988 山崎 元一 「古代インドのパラモン—窮迫時の法を巡って」『東洋学』69, pp. 1-26.
- 山崎 1989 Id., 「マハーバータの窮迫時法・贖罪法」『東洋史研究』48, pp. 1-19.